

議案第117号

財産の貸付けについて

次のとおり財産を貸し付けることについて議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 建物
- 2 財産の名称 米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス
- 3 所 在 米原市顔戸21番地2
- 4 面 積 430.50平方メートル（デイサービスセンター部分）
- 5 貸付けの方法 無償貸付
- 6 貸付けの期間 令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
- 7 貸付けの相手方 滋賀県彦根市野田山町1098番地

社会福祉法人 大樹会

理事長 片山紀子

令和2年11月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

米原市近江地域福祉センター やすらぎハウスのデイサービスセンター部分を貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものである。